

川崎町空き地活用に関する意向確認アンケート

ご記入いただく前に必ずお読みください

- 本アンケートは、「川崎町空き家バンク」の利用を希望される所有者の方を対象としております。町内に空き地（現に使用されておらず、かつ、建築物がない宅地）を所有されている方が対象となります。
- 専属専任媒介契約、専任媒介契約、一般媒介契約のいずれの締結もされていない空き地が対象です。
- ご本人（空き地の所有者）が回答**してください。所有者が亡くなっている場合、または入院中などの理由でご本人がご記入できないときは、ご家族の方が聞き取りもしくは実際に管理されている方がお答えください。
- 本アンケートにご回答いただいた内容は、川崎町個人情報保護条例に則って適正に管理いたします。なお、川崎町の空き家対策以外の目的で利用することはありません。
- 本アンケートにご回答後、おそれいりますが地図（空き地の所在地が分かるもの）を添えて、窓口までご提出（持参または郵送）ください。

【お問い合わせ先】 川崎町企画情報課 電話：0947-72-3000

対象土地（空き地）の所在地

福岡県 田川郡 川崎町

所有者（回答者）等の状況について

 問1-1 上記所在地の空き地について、あてはまるもの1つに○をつけてください。

- | | |
|----------------------|------------------------|
| 1. 自身が所有している | 4. その他（下記に具体的にご記入ください） |
| 2. 家族や親族等の関係者が所有している | [] |
| 3. 遺産分割中で確定していない | |

 問1-2 上記所在地の空き地について、空き地になった時期はいつ頃ですか。

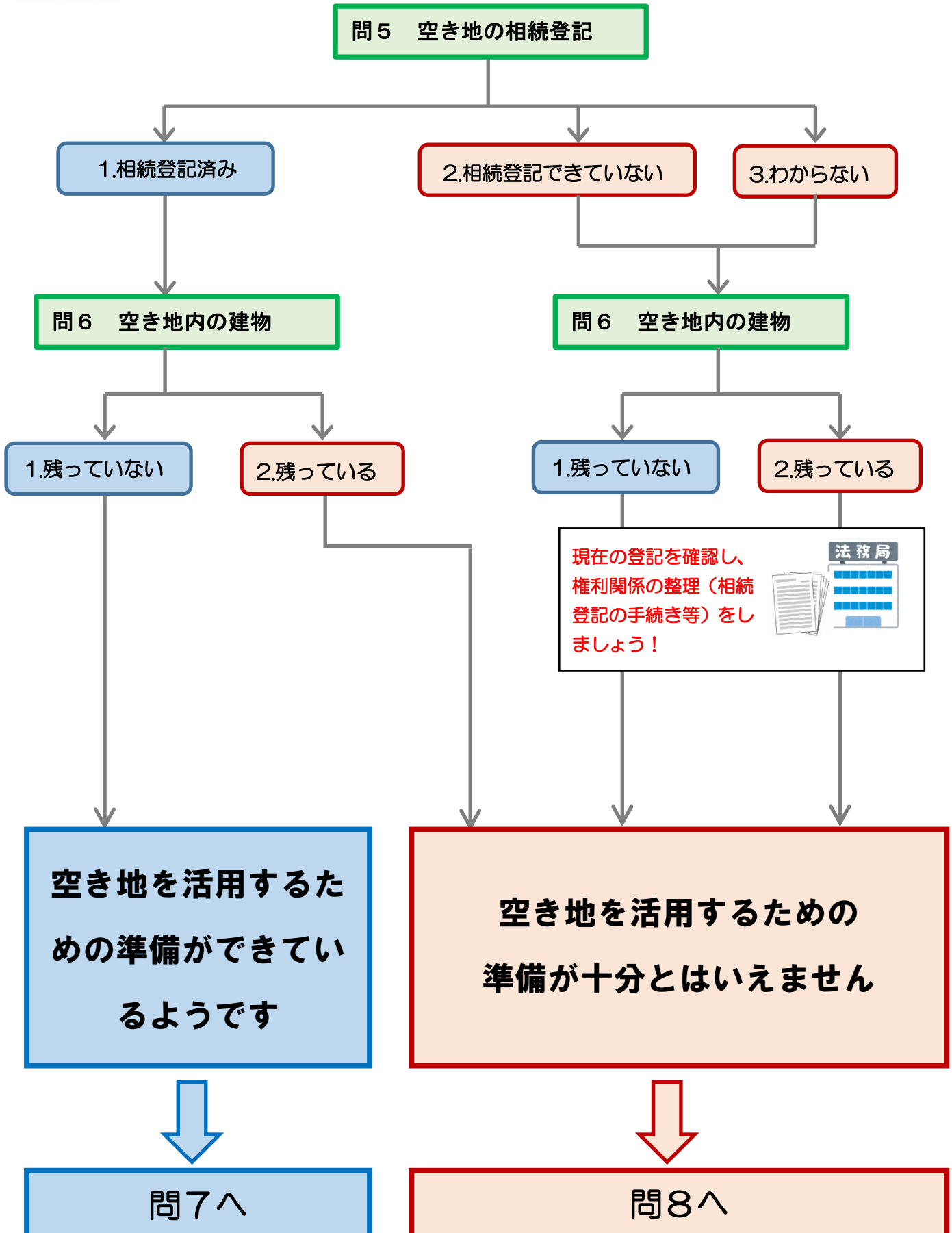
空き地 になった時期	(昭和 ・ 平成)	年ごろ
------------	-------------	-----

 問2 回答されている方について、それぞれご記入ください。（②はいずれか1つに○）

① 氏名	(ふりがな)
	(氏名)
② 所有者との関係	1. 本人 2. その他 (続柄：)
③ 連絡先	現住所
	電話番号



次の設問の前に、問5と問6のあなたの回答状況から、下図に従って問7または問8に進んでください



問7 賃貸・売却するためには、宅地建物取引業者の協力が必要です！



空き地の「賃貸・売却」を相談する宅地建物取引業者はお決まりですか？
川崎町では、(公社)福岡県宅地建物取引業協会 筑豊支部と連携し、**空き地の「賃貸・売却」を検討されている所有者様に対して、宅地建物取引業者の紹介**を行っています。

問7 宅地建物取引業者の紹介についてどのようにお考えですか。あてはまるものの1つに○をつけてください。

- 1. 宅地建物取引業者の紹介を希望する
- 2. 宅地建物取引業者の紹介を希望しない
(理由：)

回答終了

宅地建物取引業者の紹介を希望される方には、後日、役場から**紹介制度説明書、情報提供同意書* (記入用)**を送付します。
※送付先は、問2に記載された住所になります。
※契約を約束するものではありません。

問8 空き地の活用に向けて、準備を始めませんか？



「**アンケート別紙(黄紙)**」を参考に、**権利関係の整理(相続登記の手続き)**など、空き地の活用に向けて、できることから始めましょう！

問8 所有されている空き地に関して、日ごろから不安に感じていることや悩みごとなど、些細なことでも構いませんので、お話を聞かせたいと考えています。このような**役場への相談(ヒアリング)**をご希望の方は、下記の記入をお願いします。

- 1. 相談(ヒアリング)を希望する
- 2. 相談(ヒアリング)を希望しない

回答終了

【アンケート別紙(黄紙)を参考に、できることから始めましょう！

ご連絡させていただく際のご都合のよい時間帯	午前 ・ 午後 () 時頃
ご相談内容 (複数可)	1. 相続登記について 2. 倉庫・小屋などの建物について 3. その他(具体的に)

自由意見欄 (空き地活用などについてご意見等をお寄せください)

アンケート調査にご協力いただき、ありがとうございました。
お手数ですが、本アンケートに、**地図(空き地の所在地が分かるもの)**を添えて、**窓口までご提出(持参またはご郵送)**いただきますようお願い致します。

空き家

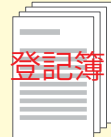
そのままにしていませんか？

問5

回答番号2（相続登記の手続きをしておらず、故人等の名義のまま）の方へ
回答番号3（わからない）の方へ



現在の登記を確認しましょう！



福岡法務局田川支局
〒825-0013
田川市中央町4番20号
電話：0947(44)1426
登記事項証明書の取得や
登記に関する問合せ
電話：0947(44)1431

相続登記（注）がされず、前所有者（故人等）の名義のままになっていることが多々あります。まず、福岡法務局田川支局で、現在の登記がきちんと現所有者になっているかを確認し、将来のトラブルを防ぐためにも、きちんと登記を済ませておきましょう！

注：相続登記とは、相続を原因とする不動産所有権の移転登記のことです



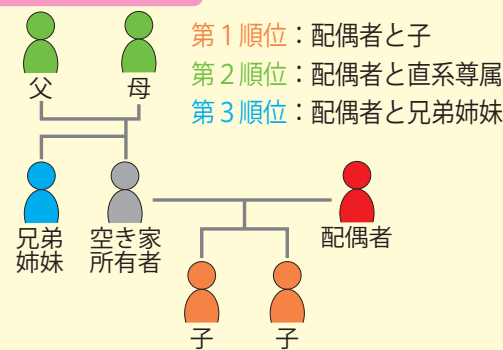
相続登記がされていないと、「売却」できません！

相続登記を済ませ、空き家が老朽化する前に早めに売却等の活用をしましょう！

基本的な相続の順番は、右図のようになります。

配偶者は必ず相続人となり、子（子が既に亡くなっている場合には、孫）が第1順位の相続人となります。第1順位の人がない場合は、第2順位の人が相続人となります。

基本的な相続順



ご自身で相続登記の手続きが難しい場合は、司法書士会へご相談ください

福岡県司法書士会
空き家専門相談窓口
平日 10:00～16:00
電話：092(722)4131

問6

回答番号2（家具・仏壇等が残っている）の方へ



「売却」「賃貸」に出す場合、残された荷物（家具・仏壇等）の片付けが必要です！



空き家に家財や仏壇等が残されたままでは、「売却」「賃貸」できません。

残されたものの種類に応じて、以下の方法を参考にしながら早めに片付けをしましょう！

家財の整理

- ①写真等
 - ・DVDに残すなど、容量を小さくして保存
- ②リサイクルできるもの
 - ・業者に引き取りを依頼
- ③捨てるもの
 - ・清掃センターに持ち込んで処分

仏壇の処分

- ①お寺に引き取ってもらう
 - ・先祖の墓がある寺（菩提寺）がある場合、供養をした後に引き取っていただける
 - ・お寺によっては、菩提寺の関係でなくても仏壇の引取りや供養を行っていることも
- ②仏具店に引き取ってもらう
 - ・仏具店では、供養から処分までを一括で行ってくれるところもある
- ③粗大ごみとして処分する
 - ・自治体や仏壇の大きさによって処理手数料が異なる
 - ・小さく解体すれば燃えるごみでも可能

※空き家の家財等をまとめて処分している事業者も最近は増えています